

(趣旨)

第1条 この規則は、中津市環境美化に関する条例（平成21年中津市条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導及び勧告)

第2条 条例第19条の規定による指導及び勧告は、指導・勧告書（第1号様式）により行うものとする。ただし、公益上、緊急に勧告をする必要がある場合は、口頭により行うことができる。この場合、事後速やかに指導・勧告書を交付するものとする。

(公表の方法)

第3条 条例第20条第1項に規定する氏名等の公表は、違反者公表決定書（第2号様式）を中津市公告式条例（昭和25年中津市条例第16号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することにより行うものとする。

2 前項の違反者公表決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、当該法人の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 指導及び勧告の内容
- (3) 指導及び勧告履歴

(意見を述べる機会の付与)

第4条 条例第20条第2項の通知は、通知書（第3号様式）により行うものとする。

2 前項の通知を受けた者は、意見書（第4号様式）を提出することができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

第1号様式

(第2条関係)

第2号様式

(第3条関係)

第3号様式

(第4条関係)

第4号様式

(第4条関係)